

第1号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更について
(諮問:生駒市決定)

生産緑地地区の変更内容 (特定生産緑地に指定しなかったもの)

変更内容	地区数	地区番号		
① 生産緑地地区の指定を削除するもの	22地区	22の一部	143	191の一部
		42	146の一部	194
		82の一部	147の一部	208
		84	150	209
		85の一部	151の一部	225
		101の一部	152の一部	243
		121の一部	178の一部	
		140の一部	188	
② 生産緑地地区の面積を訂正するもの	1地区	85		

① 生産緑地地区の指定を削除するもの

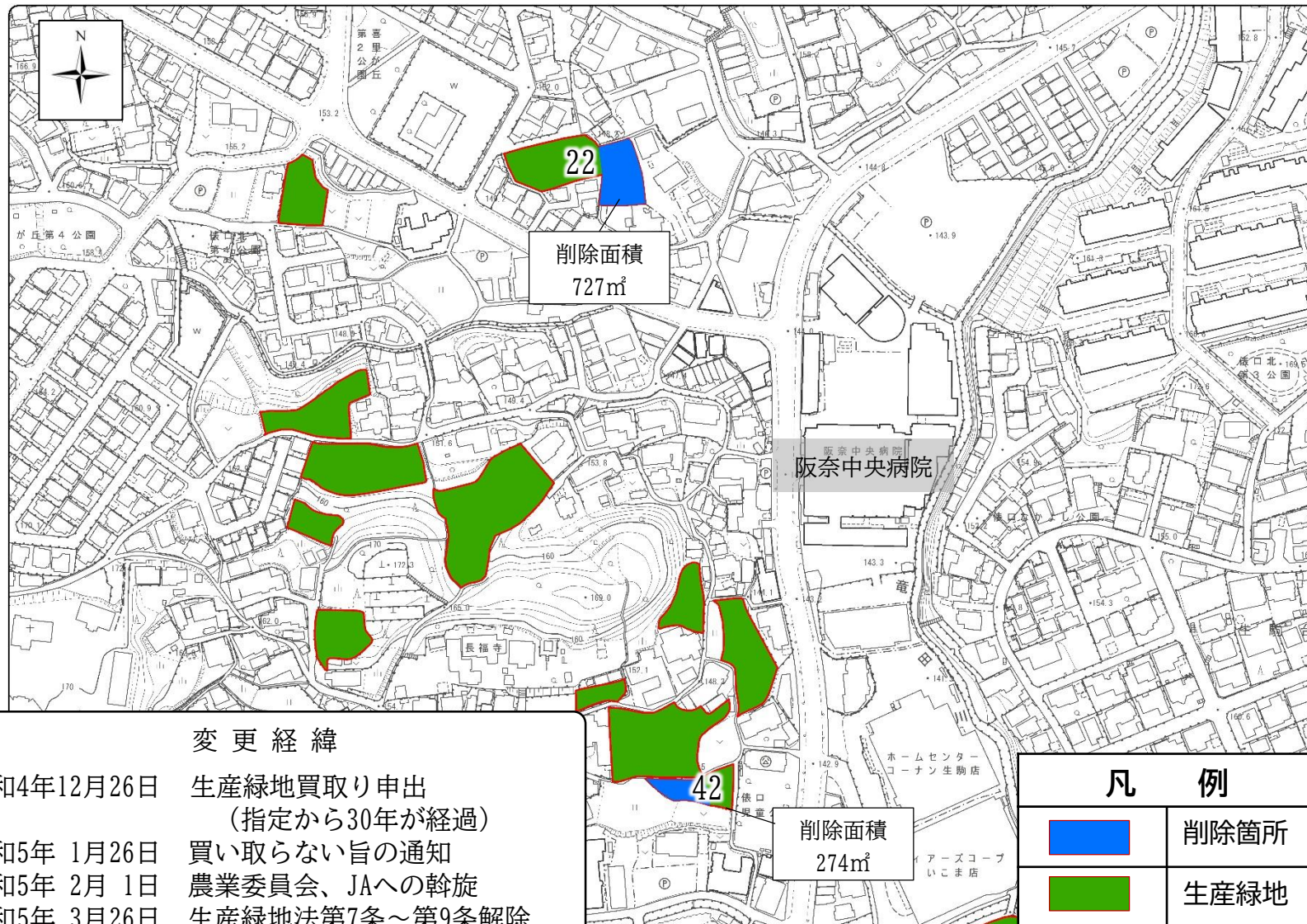
○変更内容

内 容	地区数	地区番号		
買取り申出の結果 ・生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限が解除されたもの ・生産緑地地区としての条件に該当しなくなったもの	22地区	22の一部	143	191の一部
		42	146の一部	194
		82の一部	147の一部	208
		84	150	209
		85の一部	151の一部	225
		101の一部	152の一部	243
		121の一部	178の一部	
		140の一部	188	

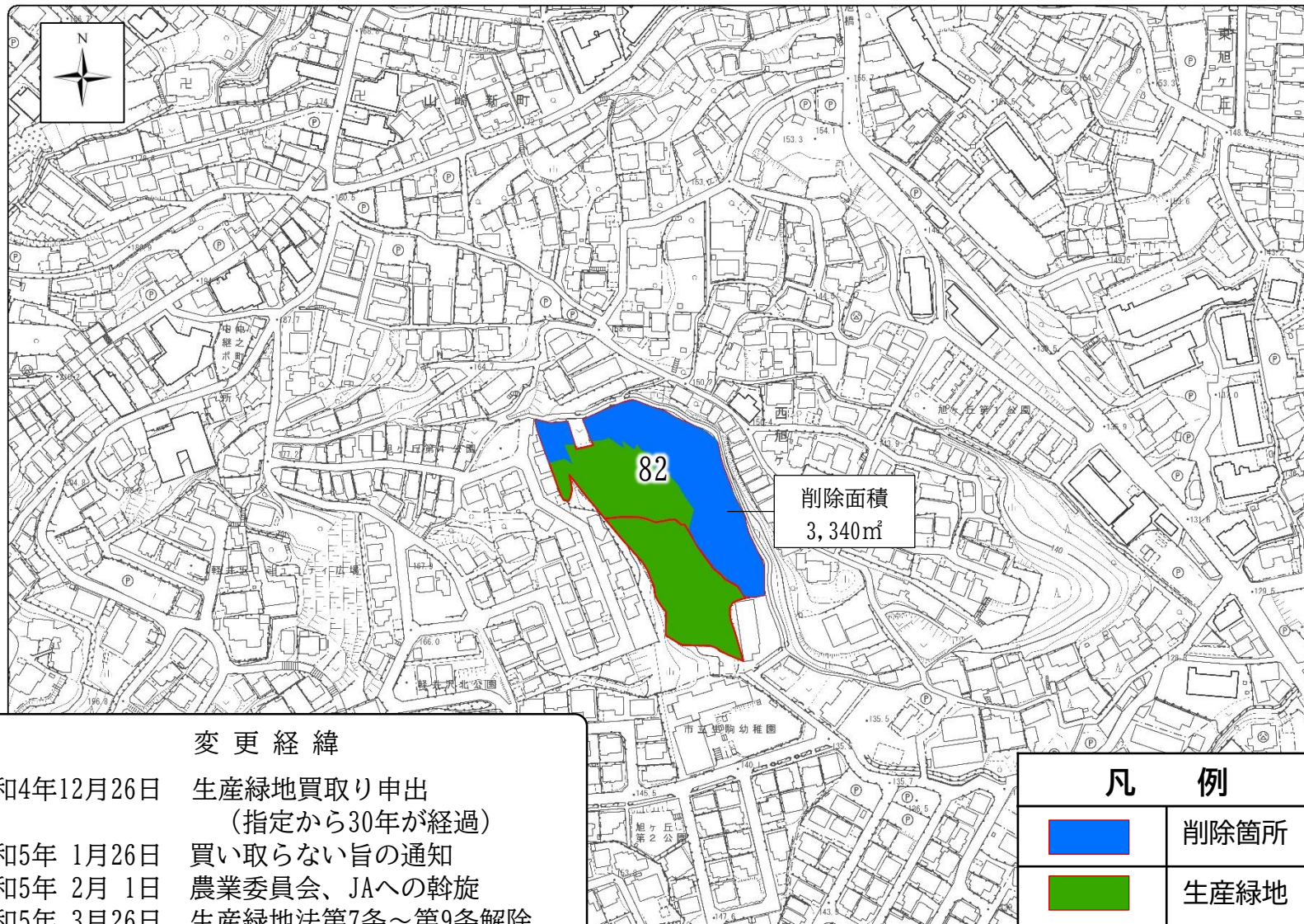
○変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、都市計画の変更を行うものである。

位置及び変更内容



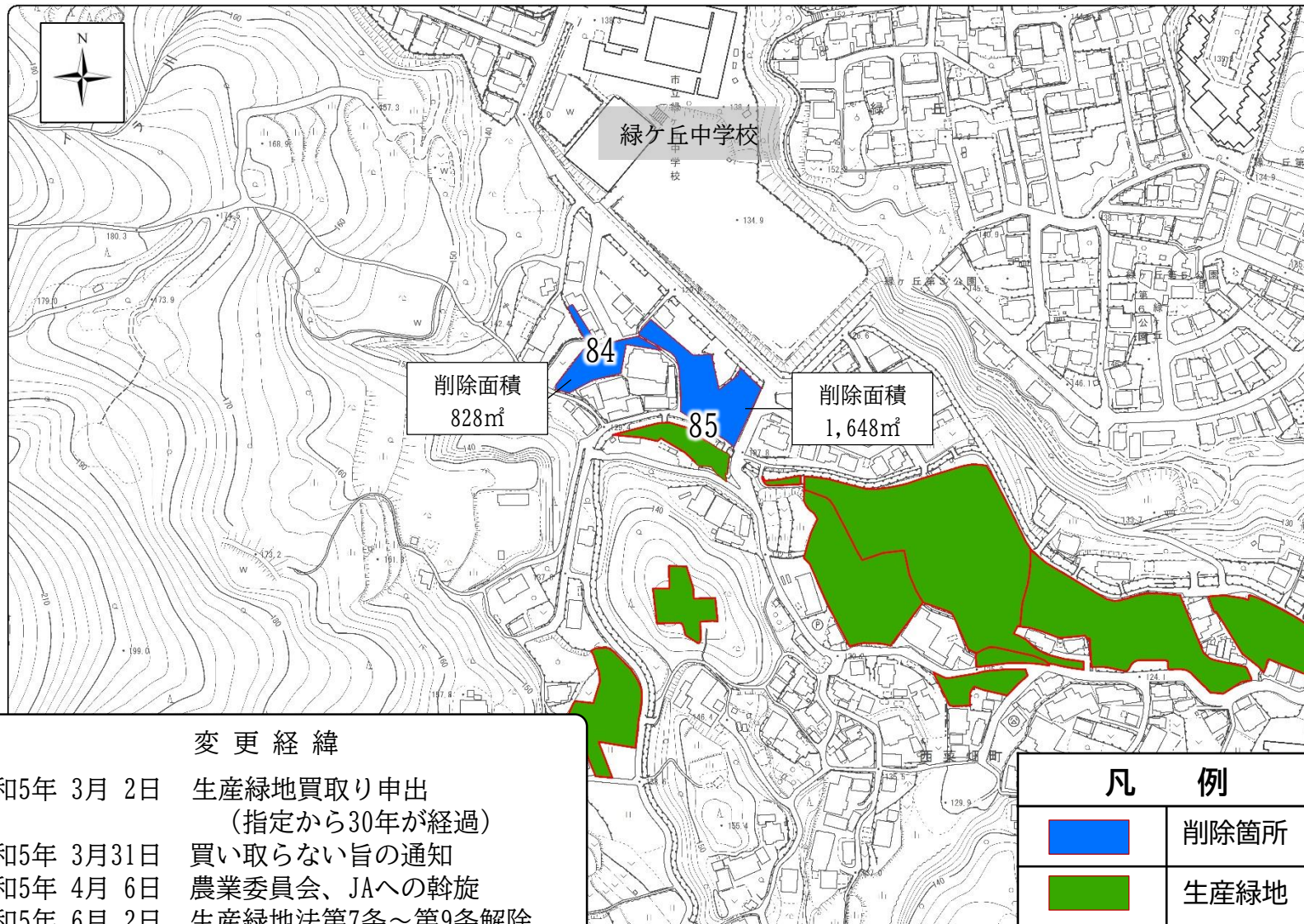
位置及び変更内容



変更経緯

- 令和4年12月26日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 1月26日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 2月 1日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 3月26日 生産緑地法第7条～第9条解除

位置及び変更内容



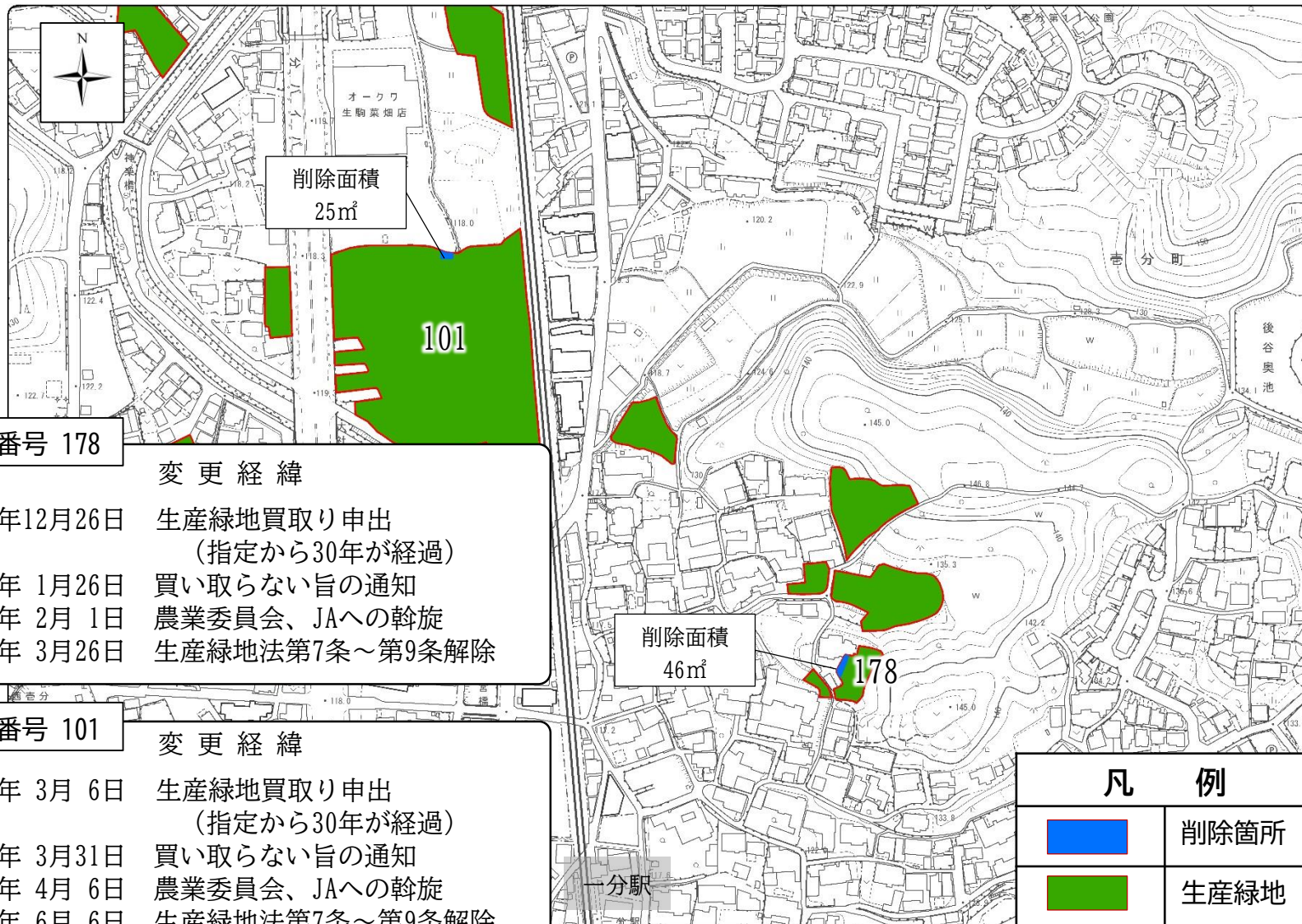
変更経緯

- 令和5年 3月 2日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 3月31日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 4月 6日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 6月 2日 生産緑地法第7条～第9条解除

凡 例

	削除箇所
	生産緑地

位置及び変更内容



地区番号 178

変更経緯

令和4年12月26日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)

令和5年 1月26日 買い取らない旨の通知

令和5年 2月 1日 農業委員会、JAへの斡旋

令和5年 3月26日 生産緑地法第7条～第9条解除

地区番号 101

変更経緯

令和5年 3月 6日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)

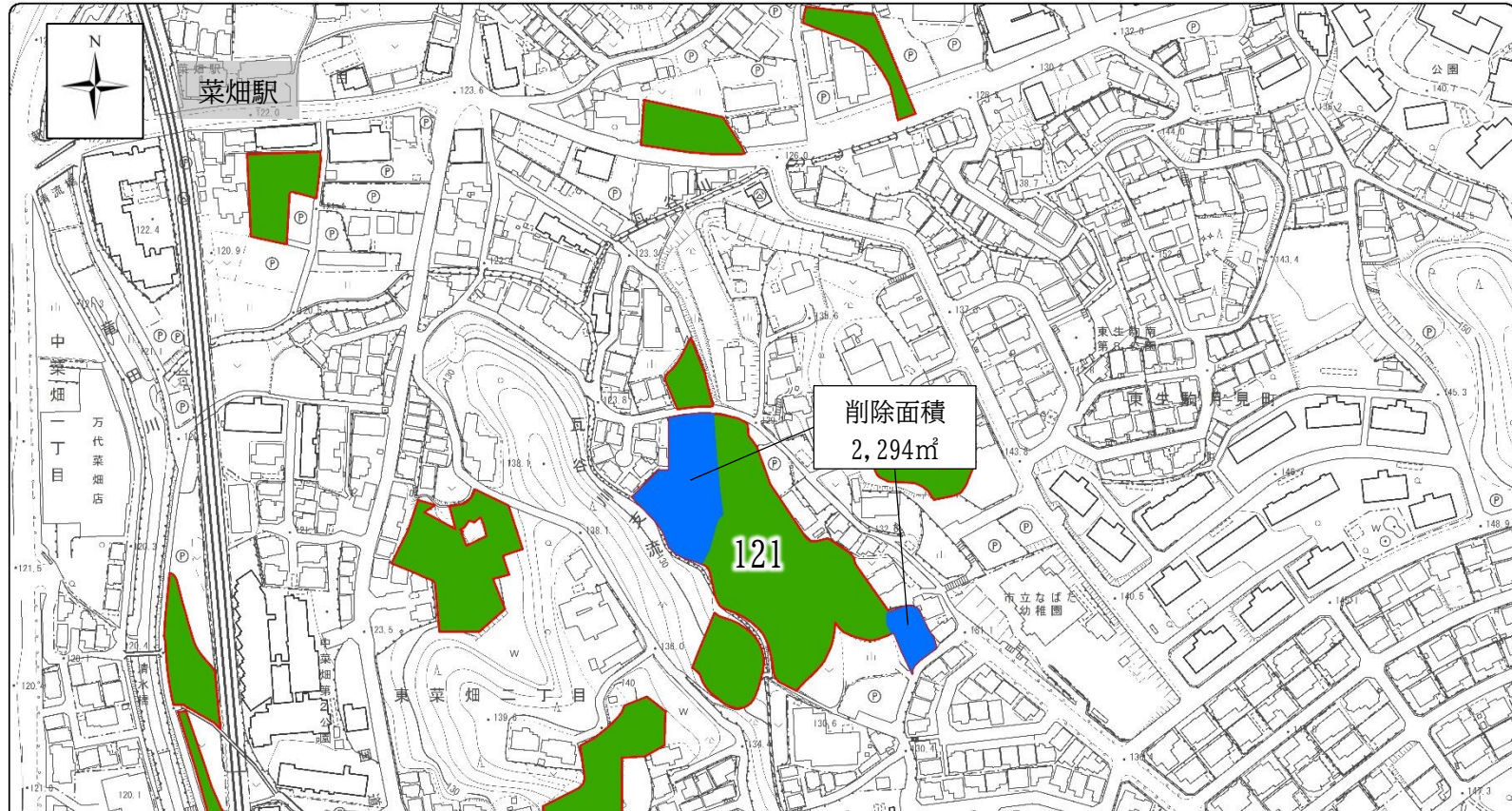
令和5年 3月31日 買い取らない旨の通知

令和5年 4月 6日 農業委員会、JAへの斡旋

令和5年 6月 6日 生産緑地法第7条～第9条解除

凡 例	
	削除箇所
	生産緑地

位置及び変更内容



変更経緯

- 令和5年 1月31日、4月18日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 2月28日、5月19日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 3月 2日、5月24日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 4月30日、7月18日 生産緑地法第7条～第9条解除

凡 例	
	削除箇所
	生産緑地

位置及び変更内容



変更経緯

- 令和4年12月26日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 1月26日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 2月 1日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 3月26日 生産緑地法第7条～第9条解除

凡 例



	削除箇所
	生産緑地

位置及び変更内容

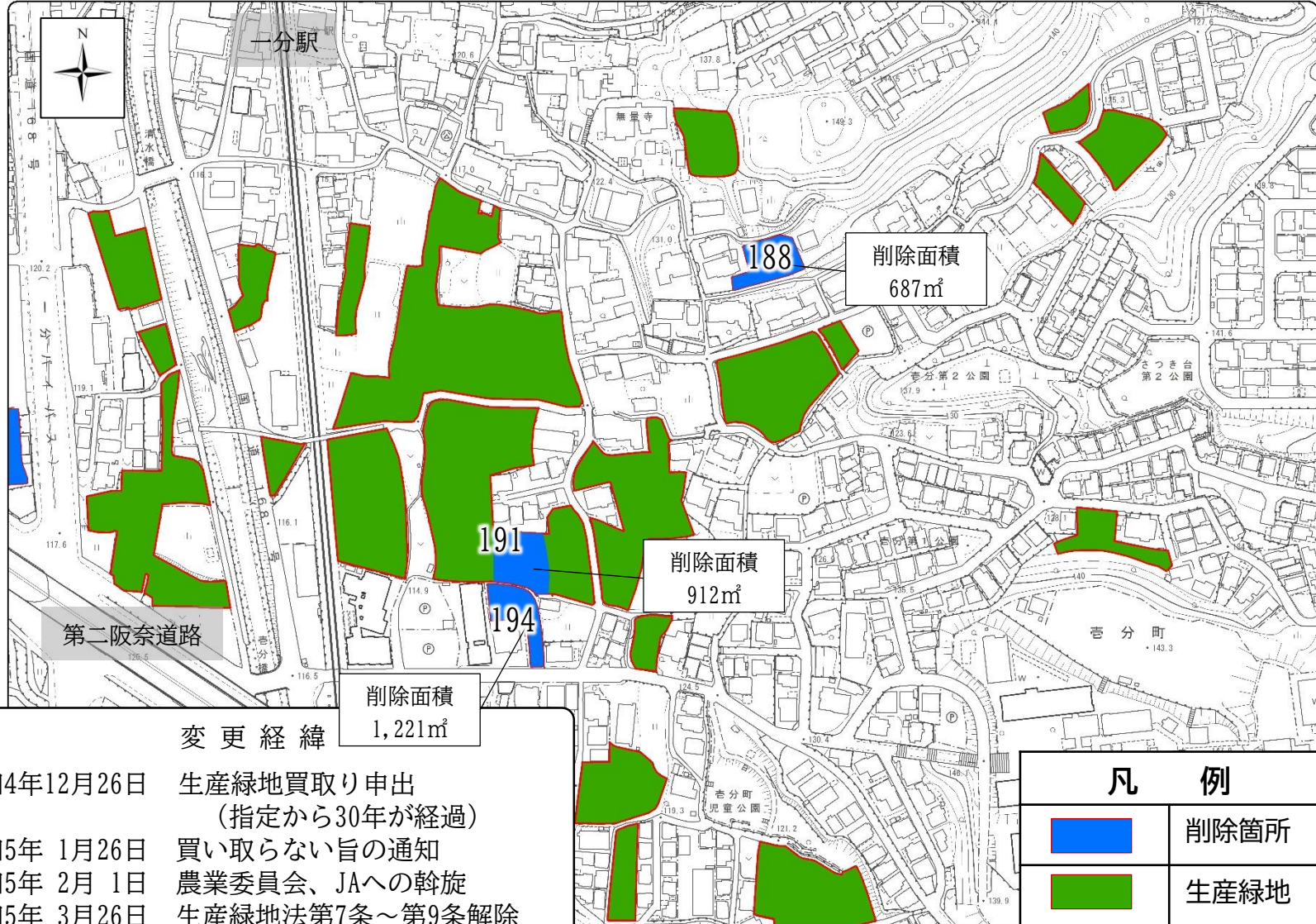


変更経緯

- 令和4年12月26日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 1月26日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 2月 1日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 3月26日 生産緑地法第7条～第9条解除

凡 例	
	削除箇所
	生産緑地

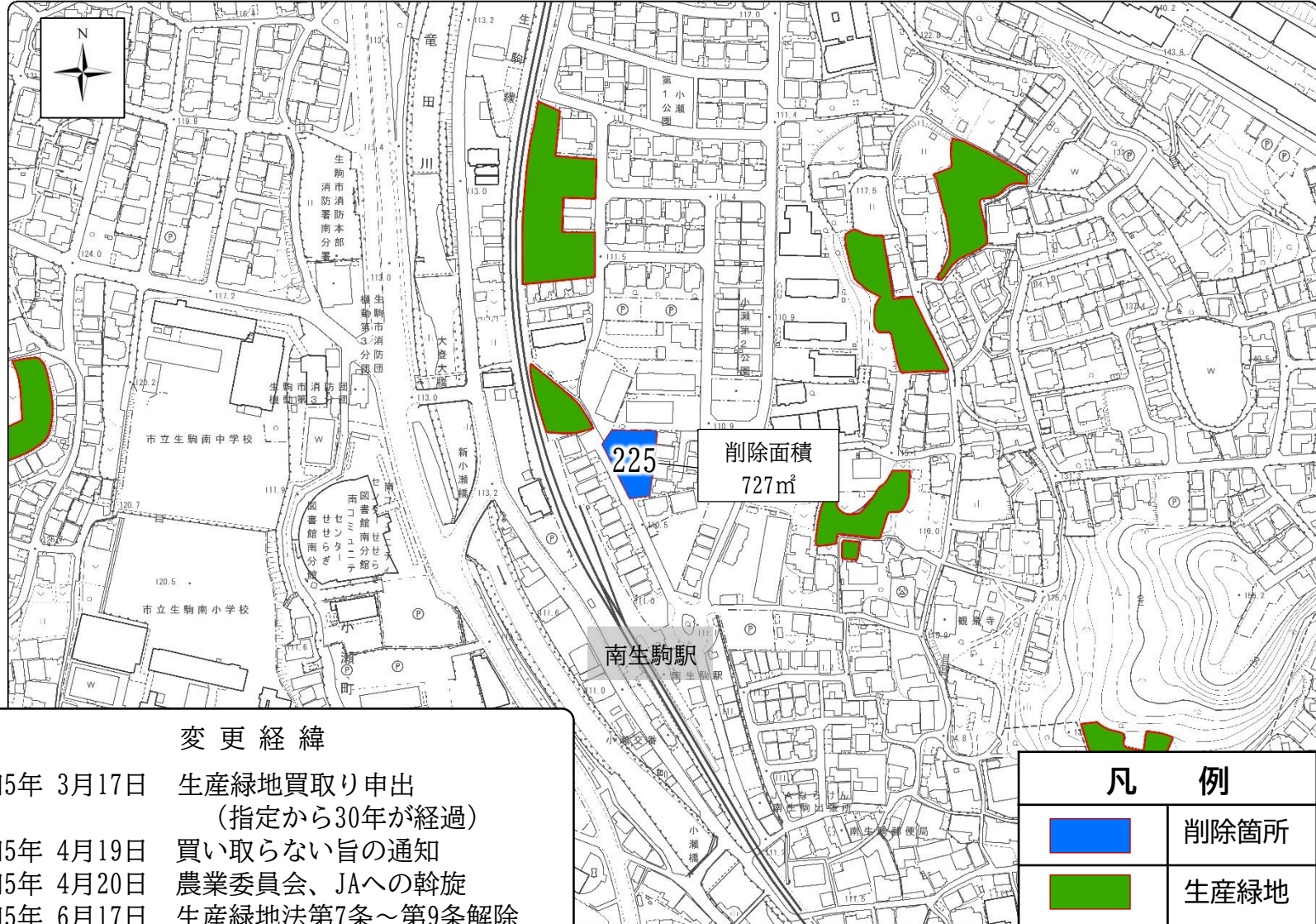
位置及び変更内容



位置及び変更内容



位置及び変更内容

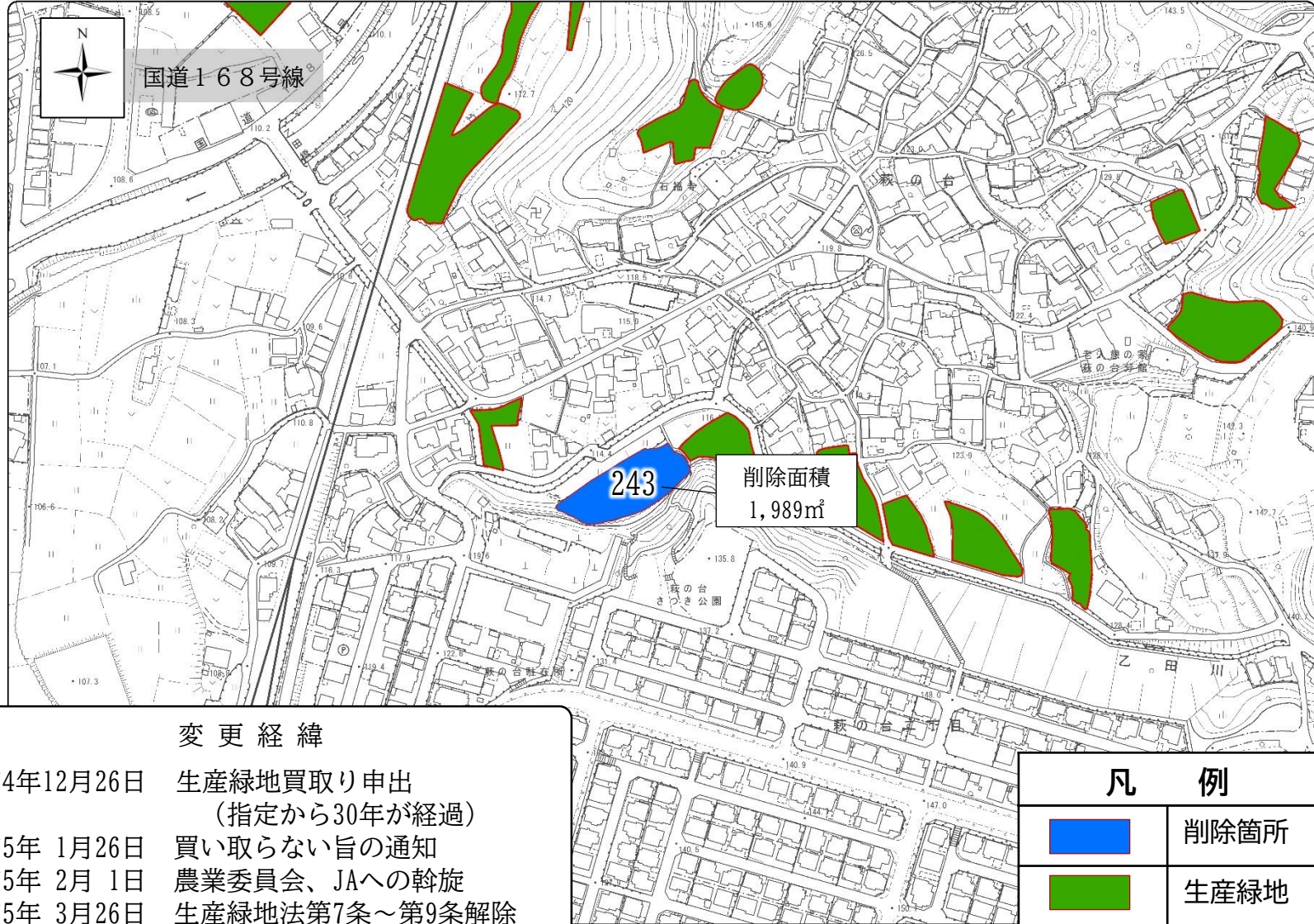


変更経緯

- 令和5年 3月17日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 4月19日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 4月20日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 6月17日 生産緑地法第7条～第9条解除

凡 例	
	削除箇所
	生産緑地

位置及び変更内容



変更経緯

- 令和4年12月26日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和5年 1月26日 買い取らない旨の通知
- 令和5年 2月 1日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和5年 3月26日 生産緑地法第7条～第9条解除

② 生産緑地地区の面積を訂正するものについて

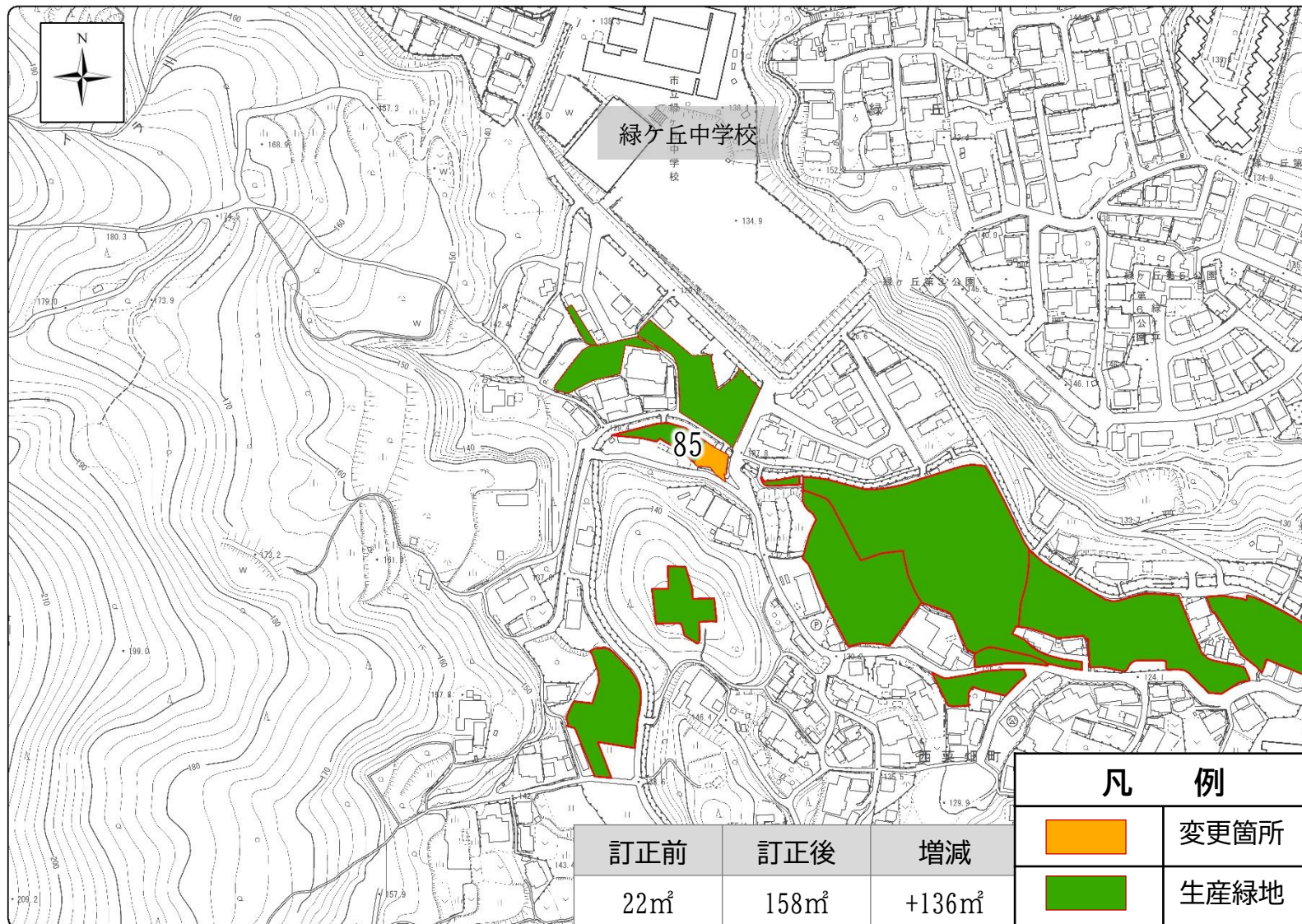
○変更内容

内 容	地区数	地区番号
生産緑地地区の指定面積を錯誤訂正するもの	1地区	85

○変更理由

地積更正されたことにより、生産緑地地区の農地の指定面積を錯誤訂正することについて、都市計画の変更を行うものである。

位置及び変更内容



生産緑地地区 増減集計表

内容	地区番号			面積(m ²)	地区数
① 生産緑地地区の指定を削除するもの	22の一部	143	191の一部	-23,563.81	-10地区
	42	146の一部	194		
	82の一部	147の一部	208		
	84	150	209		
	85の一部	151の一部	225		
	101の一部	152の一部	243		
	121の一部	178の一部			
	140の一部	188			
② 生産緑地地区の面積を訂正するもの	85			136	±0
計				-23,427.81	-10地区

生産緑地地区 新旧対照表

	変更前	変更後	増減
面積	約39.72ha	<u>約37.38ha</u>	-約2.34ha
地区数	244地区	<u>234地区</u>	-10地区

生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	令和5年10月17日(火)
告示番号	生駒市告示第198号
縦覧期間	令和5年10月17日(火)から 令和5年10月31日(火)まで
変更に係る都市計画を定める土地の区域	有里町の一部、壱分町の一部、小瀬町の一部、 俵口町の一部、西旭ヶ丘の一部、西菜畑町の一部、 萩の台の一部、東菜畑2丁目の一部、緑ヶ丘の一部
縦覧者数 (都市計画課窓口)	なし
意見書の提出	なし